

公 示 日 : 2021年5月12日

調達管理番号 : 21a00227

国 名 : バングラデシュ

担当部署 : 人間開発部保健第二グループ第四チーム

調達件名 : バングラデシュ国看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2
詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年6月下旬から2021年9月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月2日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年6月15日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国の保健セクターでは、母子保健から非感染性疾患（NCDs）へと疾病構造の転換が進み、NCDs が取り組むべき保健課題となっている。母子保健指標に関しては、妊産婦死亡率（出生 10 万対）は 2000 年の 434 から 2017 年には 173 へ、5 歳未満児死亡率（出生 1,000 対）は 87.3 から 31.9 へと推移するなど改善傾向にある（世銀、2020 年）。一方、食習慣や生活様式の変化、喫煙の増加などにより、心血管疾患、悪性腫瘍、糖尿病などの NCDs の疾病負荷が増大し、死因の 67%を占める（WHO 2018 年）など、疾病構造の転換が進んでいる。そのような状況の中、バングラデシュ政府は、国家開発計画「第 7 次 5 か年計画」（2016 年～2021 年）と、その下位計画である「第 4 次保健セクタープログラム」（2017 年～2022 年）（4th HPNSP）を策定し、包括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の強化などを通じ、2030 年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に向けて取り組んでいる。しかしながら、4th HPNSP の中間報告（2020 年 4 月）では、医療サービスの質と、医療人材の量の観点で対策の遅れが大きな課題として指摘されている。

特に、看護人材の不足は深刻であり、ハシナ首相は 2009 年に看護職増員を公

約し、看護師不足解消に政府として取組むことを宣言し、2016年12月には1万人の新規看護師が各病院に配置されるなど、政府としての取り組みを強化している。現在は、毎年6,000人程度の看護師を育成しているものの、看護師の数は人口10,000人当たり3.6人（WHO、2020年）とWHOが求める人口1,000人当たり4.45人という水準から大きく乖離しており、看護人材の量的な充足が依然必要である。また、バングラデシュ政府は、2008年に看護学士課程（4年制）を導入し、2015年にバングラデシュ保健人材戦略計画を策定し、さらに4th HPNSPの中で、人材に係る4つの活動計画が設けられるなど、バングラデシュ政府は、看護人材の質の確保に向けた取り組みも実施してきている。

看護サービス人材育成プロジェクト（2016年～2020年）（フェーズ1）では、バングラデシュの看護教育の拠点であるダッカ看護大学（DNC）、同大学が所属するトップレファラル病院であるダッカ医科大学病院（DMCH）において、同国政府の看護人材の質の確保に向けた取り組みを、看護行政、看護教育の体制強化、臨地実習能力の強化の3つの成果に基づき支援した。その結果、看護行政においては看護教育を提供するための認証（アクレディテーション）の仕組みの拡大を実施し、DNCが大学としてはじめて認証をうけることとなった。また、看護人材の効率的な配置を支援するための人材データベースを整備した。看護教育の体制強化については、DNCにおいて大学内外の調整と活動促進のための4つの委員会を立ち上げ、カリキュラムに基づく看護教育の体制強化や看護研究の推進を行うための学内の体制を整備した。さらに、看護教員の能力強化のために作成されたツールは、各病棟看護師の現任教育にも活用されることとなった。臨地実習能力の強化については、学生受け入れ病棟に臨地実習看護師を配置、育成し、DNCとの連携の下、効果的に臨地実習を行うための仕組みを強化した。特に、フェーズⅠの対象となったDNCにおいてはこれらの活動を通じ、大学として求められる教育、研究、臨床の面での看護教育の能力が強化された。

一方、看護大学に拡大された認証の仕組みについても、認証の実施機関としての看護助産評議会（BNMC）のさらなる能力強化と、他の看護大学への認証の拡大が新しいニーズとして抽出された。さらに、DNCで実施された看護教育体制の強化や実習病院側との連携の下での臨地実習の実施については、2020年の時点で全国20校の公立看護大学に展開するニーズが確認された。これらの状況を受けて、バングラデシュ政府は看護人材の質の向上に対する更なる技術協力を要請するに至った。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価6基準（妥当

性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、評価分析に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2021年6月下旬～7月下旬)

- ① 要請内容を理解・分析のうえ、情報収集する。以下の情報を収集し、JICA 担当部署に説明、報告する。現地渡航前ではあるが、可能な限り情報収集し、調べきれない情報は、現地調査において対応すること。

ア) バングラデシュの看護人材に係る政策関連(育成、管理等)

- ・保健人材育成計画
- ・中央政府と地方政府との役割分担
- ・新型コロナウイルス対策での検討状況(院内感染対策、重症患者のケアなど)
- ・デジタルの文脈での検討状況(人材育成に係るデジタルコンテンツの活用状況など)

イ) バングラデシュ公立看護大学の現状(現在20校程度)

- ・校舎立地
- ・設立年度
- ・学生数、卒業生数
- ・設置科目の内容
- ・科目別教員数
- ・臨地実習体制

ウ) 看護臨地実習受入先医療施設の状況(現在20校程度ある公立看護大学の受入先医療機関)

- ・学生の実習受入人数
- ・実習体制の現状(担当看護師の有無、研修資材の有無など)
- ・現任看護師研修の状況
- ・病床数
- ・病床占有率

エ) ドナー、国際機関の看護人材の育成に係る支援状況

- ・ WHO
- ・ カナダ
- ・ 韓国
- ・ UNFPA など

オ) 新型コロナウイルス対策

- ・ 大学カリキュラムへの導入や、現任看護師への研修の中で、新型コロナウイルス対策が含まれているか調査

カ) デジタルヘルス

- ・ ICT 教育を通じた、コロナ禍での効果的な教育についても検討する。スマートフォンデバイスの保有状況、インターネット環境なども調査する。既に、バングラデシュ国内で検討されているものがあれば、情報を取りまとめる。

- ② 現地調査で収集すべき情報を検討し、事前に質問票を取り纏め、JICA 人間開発部もしくは JICA バングラデシュ事務所を通じて送付する。なお、質問票は、和文・英文で作成し、事前に JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所に共有のうえ、内容を協議する。
- ③ ①、②を踏まえて、調査計画を作成し、JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所と協議する。調査計画には、いつ、誰と協議し、何を実施するか、明確な理由と共に取り纏めること。
- ④ 対処方針会議等に参加する。
- ⑤ 現状の想定を踏まえて、プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案 (和文・英文) をドラフトする。

(2) 現地業務期間 (2021 年 8 月上旬～下旬)

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② バングラデシュ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ (1) ①で記載した以下項目に関して、現地でも情報収集を行い、取り纏めること。

ア) バングラデシュの看護人材における政策関連

- イ) バングラデシュ公立看護大学の現状
- ウ) 看護臨地実習受入先医療施設の状況
- エ) ドナー、国際機関の看護人材の育成に係る支援状況
- オ) 新型コロナウイルス対策
- カ) デジタルヘルス
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクトの支援枠組みを作成、JICA 人間開発部、JICA バングラデシュ事務所に提案、協議する。
- ⑤ 調査結果や他団員及びバングラデシュ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 案及び PO 案(和文・英文)、R/D(Record of Discussions) 案を取りまとめる。
- ⑥ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑦ 現地調査結果の JICA バングラデシュ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 8 月下旬～9 月上旬)

- ① 帰国報告会に出席する。
- ② 詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成、JICA 人間開発部に提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務完了報告書
2021 年 9 月 6 日までに提出。電子データでも提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒シンガポール⇒ダッカ⇒シンガポール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間は2021年8月1日～8月21日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：JICA バングラデシュ事務所の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チーム (TEL:03-5226-3150) にて配布します。

・看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ1プロジェクト完了報告書 (案)

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、

プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限しているため、宿泊料については、一律 13,500 円（税抜き）として計上してください。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上